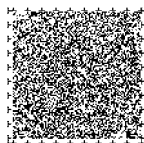


避難行動要支援者支援の進め方



世田谷区



はじめに

この冊子は、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）を地域の皆さんで支えあうための方法やヒントを記したものです。

日頃の取り組みや災害時の取り組みについて、記してあります。地域の皆さんでできることから始められるように、取り組みの項目別に整理してあります。

地域でできそうなこと、やってみようと思ったことから始めてみてください。

※ この冊子は、避難行動要支援者支援に関する協定を結んだ町会・自治会や民生委員・児童委員などからいただいた、具体的な取り組み方法に関する問合せの内容を参考に作成したものです。

主に、協定を結んで避難行動要支援者名簿を受け取った町会・自治会を対象としています。協定を結んでいない町会・自治会には、協定を結ぶことをお勧めします。

すでに独自の取り組みを始められている地域などでは、ぜひ活動の参考にしてください。

※ 平成29年4月から災害時要援護者は、避難行動要支援者に名称が変更となりました。

目次

第1章 避難行動要支援者の支援 _____ 2

第2章 地域でできることから _____ 4

第3章 避難行動要支援者支援の取り組み _____ 8

- 訪ねてみる（顔合わせ） 10
- 一緒に話をする（交流） 12
- 役割を決める（支援の体制） 14
- 防災地図をつくる 16
- 個別支援カードをつくる 18
- 備えを働きかける（自助） 22
- 避難訓練を行う 24
- 安否を確かめる 30
- 避難を助ける 32
- 避難生活を支援する 34

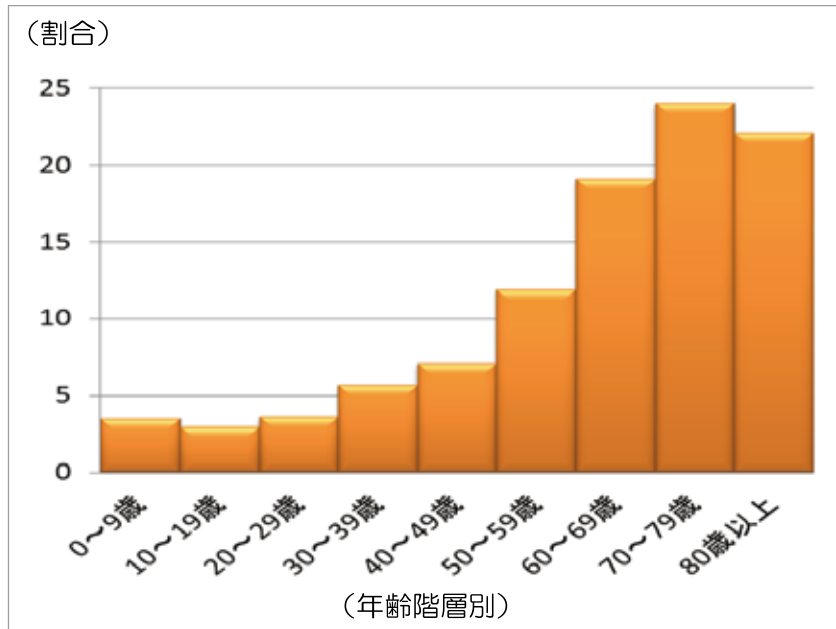
資 料 _____ 37

- 訪問時あいさつ文のサンプル 38
- 避難訓練開催案内のサンプル 39
- 個別支援カードのサンプル 40
- 問合せ先 44

第1章 避難行動要支援者の支援

地震などの災害時に、加齢や障害により一人では避難や意思表示が困難な方を、避難行動要支援者と呼んでいます。（6頁参照）

近年の災害犠牲者の特徴をみると、60歳以上の高齢の方がとても多いことが明らかになっています。災害時に、こうした高齢の方などの避難行動要支援者の被害をできる限り少なくしていくためには、地域における避難行動要支援者支援の取り組みが非常に大切なものとなります。



東日本大震災における人的被害

避難行動要支援者が災害時に直面すること

- ① 助けを呼べない
⇒ 積極的な安否確認と救出が課題
- ② 自力で行動できない
⇒ 避難誘導する支援担当者が必要
- ③ 状況の変化に対応できない
⇒ 避難所や在宅での避難生活への支援
- ④ サポートなしでは生きられない
⇒ 介護サービスの継続が不可欠



地域の支援として考えられること

- ① 安否確認
⇒ 災害時に各戸を訪問して安否確認
- ② 救出・救助
⇒ 家具の下敷き等で負傷した者の救助
- ③ 避難誘導
⇒ 自宅が危険な場合に指定の避難所へ誘導
- ④ 避難生活へのケア
⇒ 体調を崩さないように生活をケア

第2章 地域でできることから

地震などの大規模な災害では、区全体が大きく混乱し、区役所も数日は地域への対応が困難になると予想されます。



まちの被害



避難者があふれた避難所

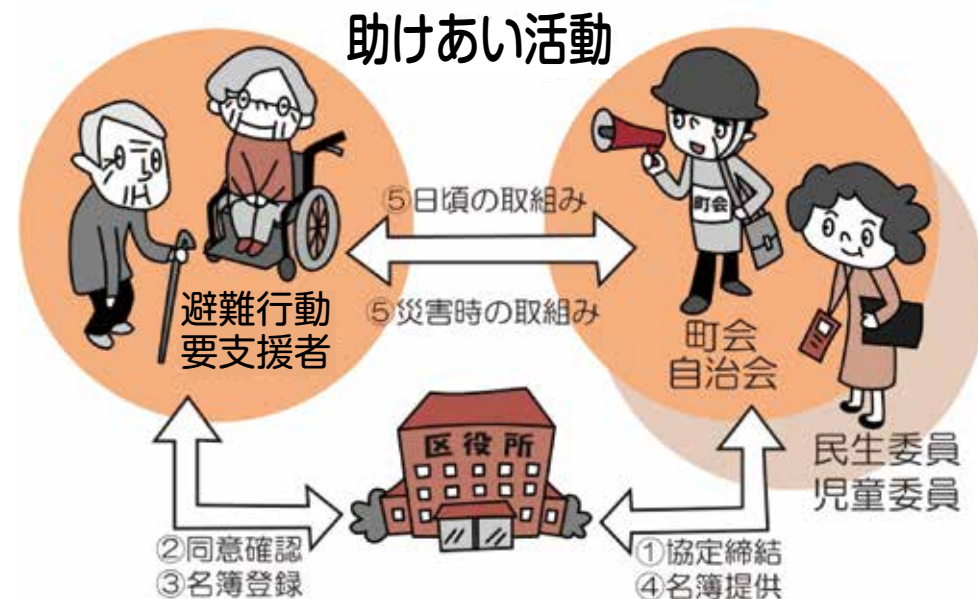
このような状況では、地域における助けあいが大きな力となります。

また、避難行動要支援者の支援には、日頃からの地域の皆さんの関わりあいが欠かせません。

民生委員・児童委員とも協力・連携しながら、無理のない方法で、地域でできることから少しずつ積み重ねていくことが大切です。

世田谷区では協定を結んだ町会・自治会に、災害時に援助を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を提供し、助けが必要な方と援助する方とを結びつける取組みを進めています。

■「避難行動要支援者支援事業」のしくみ



- ①区と町会・自治会とで避難行動要支援者の支援に関する協定を締結します。
- ②区は、避難行動要支援者へ名簿登録の同意確認をします。
- ③区は、同意確認のとれた避難行動要支援者のみを登録した名簿を作成します。
- ④区は、町会・自治会と該当地区を担当する民生委員・児童委員に名簿を提供します。
- ⑤町会・自治会は、民生委員・児童委員と協力・連携して、名簿を活用した助けあい活動に取り組みます。

Q. 避難行動要支援者名簿の対象者の範囲は？

A 名簿に登載するのは、加齢や障害により自力で自宅外への避難や意思表示ができない方です。世田谷区では、次の方を対象とすることを標準案としています。

- ① 要介護 4 または 5 の方
- ② 要介護 3 で、ひとりぐらしの高齢者または高齢者のみ世帯の方
- ③ 身体障害者手帳 1 級で、次の種別に該当する方
視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚 ※聴覚は 2 級まで対象
- ④ 愛の手帳 1 度または 2 度の方



Q. 「避難行動要支援者名簿」は 日頃の取り組みでどう活用したらいいの？

A 名簿には避難行動要支援者の所在を示すのに必要な最低限の情報しか掲載していません。また、名簿は避難行動要支援者を支援する目的以外には活用することができません。

支援担当者※1は、名簿管理責任者※2に避難行動要支援者の所在を確認し、その情報を個別支援カード※3や地図上に記録します。記録した情報をもとに避難行動要支援者宅に訪問し、訪問で得た情報を追記していきながら、そのカードをもとに活動します。

名簿は、名簿管理責任者が大切に保管してください。

※1「支援担当者」：町会・自治会の中で、あらかじめ避難行動要支援者ごとに決めた訪問・支援する担当者（名称は「支援協力員」など任意に決めてよい。以下ここでは「支援担当者」とする。）

※2「名簿管理責任者」：協定を結んだ町会・自治会において、名簿を保管・管理する者として区に届け出られた方

※3「個別支援カード」：避難行動要支援者ごとに、支援に必要な情報を掲載した個別カード

Q. 民生委員・児童委員との協力・連携とは？

A 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けた、住民の立場に立った相談・助言・援助を行う方々です。秘密を厳守することを義務付けられており、関係機関などと協力して、地域保健福祉の推進をめざし、主体的に活動しています。

こうした活動を行っている民生委員・児童委員の持つ経験とノウハウは、避難行動要支援者の訪問や相談の対応など幅広い取り組みにおいて、地域の皆さんにとって大きな力となります。ぜひ、民生委員・児童委員と協力・連携して、活動を進めてください。

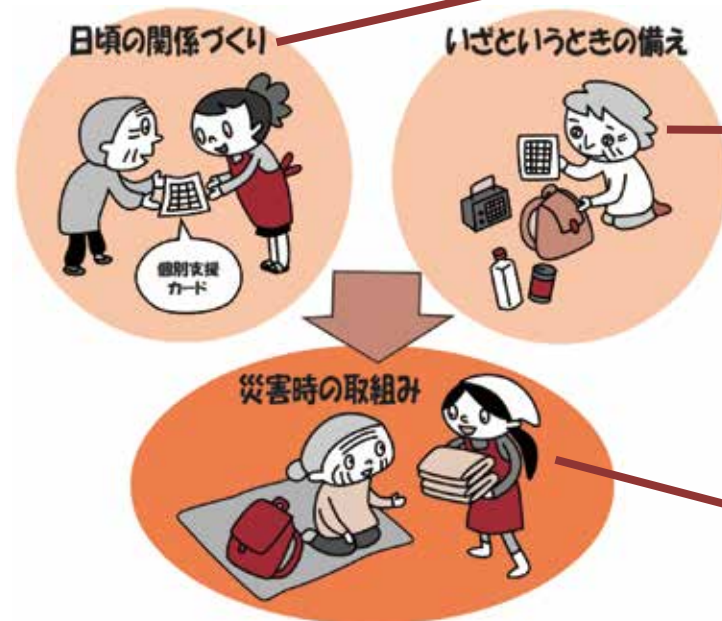
地区を担当する民生委員・児童委員がわからない場合は、保健福祉政策部生活福祉課

（電話 5432-2767）で確認できます。

第3章 避難行動要支援者支援の取組み

■避難行動要支援者支援の流れ

避難行動要支援者の支援をここでは大きく 3 段階に分けています。「災害時の取組み」以外は日頃から取り組めるものです。それぞれの町会・自治会で取り組めるものから始めてみてください。



- 無理をしないこと
- 自分や家族の身の安全を第一にすること
- 仲間をつくること

■取組み例のご紹介(できることから)

日頃の関係づくり

- 訪ねてみる(顔合わせ)
- 一緒に話をする(交流)
- 役割を決める(支援の体制)

いざという時の備え

- 防災地図をつくる
- 個別支援カードをつくる
- 備えを働きかける(自助)
- 避難訓練を行う

災害時の取組み

- 安否を確かめる
- 避難を助ける
- 避難生活を支援する

訪ねてみる(顔合わせ)

お互いに顔見知りにならなければ、いざという時に支援することができません。まずは避難行動要支援者のお宅を訪ね、お互いに顔を合わせることから始めてみましょう。

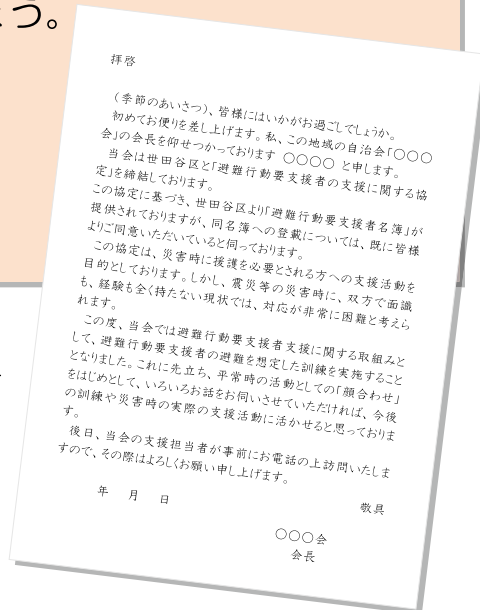
■ やってみよう！

まずは名簿管理責任者が地域の支援担当者に担当する避難行動要支援者の情報を口頭で伝えます。聴いた情報をもとに支援担当者が避難行動要支援者のお宅を訪問してみましょう。

避難行動要支援者本人が対応できない場合があります。初めてお会いする場合は、あらかじめあいさつ状を送るなどして、訪問する旨をお知らせするようにしましょう。

また、電話などでご都合等をうかがい、訪ねる日時や留意事項を確認しましょう。

あいさつ文の例
(サンプル、38 頁参照)



■ ポイント

- 民生委員・児童委員の協力を得る
地域の民生委員・児童委員の協力を得ることで、訪問方法や避難行動要支援者への対応方法を相談できます。
- 支援担当者（7頁参照）を決める
避難行動要支援者との信頼関係を築くため、訪問する支援担当者をあらかじめ避難行動要支援者ごとに決めておきましょう。（14 頁参照）
- 訪問方法を決める
地域の行事案内などと兼ねて訪ねることで声がかけやすくなります。また、2人以上で訪問すると不安が軽減され、何か問題が起きても対応がしやすくなります。



自宅訪問の様子

一緒に話をする(交流)

避難行動要支援者の事情や災害時に必要な援助は一人ひとり異なります。的確な支援を行うためには、お互いのことを理解する必要があります。一緒に話をする機会をつくってみましょう。

■ やってみよう！

まずは避難行動要支援者を地域の行事等に誘い、話のできる機会をつくってみましょう。

町会・自治会で交流の機会を企画するだけでも、外出への対応や避難行動要支援者とその家族に対して必要な心遣いなど、避難行動要支援者の支援に役立つ気づきが得られます。

外出が困難な場合は、自宅を訪問して交流を深めてみましょう。

玉堤町会
支えあいの会
の活動



■ ポイント

□ 地域の行事などに誘う

大がかりなイベントではなく、町会・自治会で開催する地域の行事など、気軽に参加できる機会を利用してみましょう。

□ 気軽に楽しめる会

お茶会や簡単なサロンのように避難行動要支援者やその家族が気軽に参加し、くつろげるような会を工夫してみましょう。

□ 多くの支援担当者が集まる会へ

交流の機会を重ねる中で、避難行動要支援者やその家族だけでなく、参加者を民生委員・児童委員や介護事業者など避難行動要支援者をよく知る方にも広げていくことで、幅広い支援に結びついていきます。



役割を決める(支援の体制)

災害時に限られた人数で避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を確実に、そして効率的に行うために、支援担当者一人ひとりの役割をはっきりさせましょう。

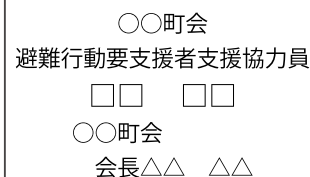
■ やってみよう！

はじめに避難行動要支援者一人ひとりの支援担当者を決めてみましょう。すでに顔見知りである、住んでいる場所が近いなど、支援のしやすさが参考になります。また、支援担当者が被災した場合にも対応できるように、複数の支援担当者を決めると安心です。

安否や避難に関する情報の集約方法も検討しましょう。

- 避難行動要支援者ごとの支援担当者（名称は任意、例示では「支援協力員」）
- 個別支援カード（支援担当者用）の保管（18 頁参照）
- 情報を集約する場所と担当者
- 災害時の連絡方法など

避難行動要支援者
支援協力員証の例



■ ポイント

□ 地図を利用して役割分担を考える

地図に支援担当者と避難行動要支援者の住まい、避難所などを記入して話し合うと、お互いの位置関係が判断しやすくなり、役割分担に役立ちます。



□ 役割が重複しないように

災害時、町会・自治会には、救助や消火、避難所運営など様々な役割が求められます。一人に負担が集中しないように、分担に配慮しましょう。

□ 仲間を増やす

仲間が多いほど、一人ひとりの負担が減り、活動も楽しく、やりやすくなります。町会・自治会が中心となって、地域の行事や日常のクチコミで仲間を増やし、支えあいの輪を広げましょう。

民生委員・児童委員との協力・連携も大切です。

□ 安否や避難の情報を集める仕組み

避難行動要支援者の安否や避難の情報は 1 か所に集める必要があります。災害時の連絡方法や情報を集約する場所と担当者を決めましょう。

防災地図をつくる

避難行動要支援者と支援担当者が住んでいる場所の位置関係、安否確認や避難誘導を行うための経路などを確かめるため、まちを実際に歩き防災地図をつくることも有効です。

■ やってみよう！

支援担当者で集まり、それぞれの住まいや避難行動要支援者の住まい、避難所、支援担当者が安否確認や避難誘導時に通ることになる経路を記入してみましょう。

記入した地図を持って、実際にまちを歩き、安否確認や避難誘導をする上で気になるところを地図に記入してみましょう。

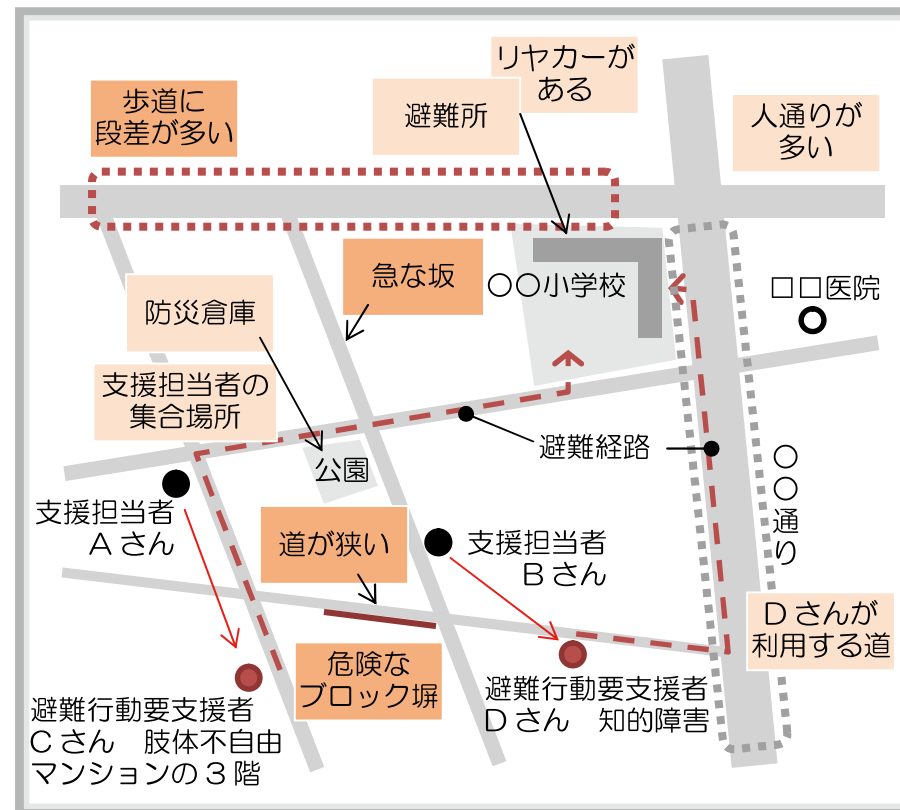


地図を使って経路を点検する



■ ポイント

防災地図の例



□ いろいろな人とまちを見る

支援担当者だけでなく、民生委員・児童委員や介護事業者などと一緒にまちを点検することで、別の視点で気づくことができます。

※地図の保管・更新

地図には個人情報が含まれますので、話し合いの場などで使うとき以外は大切に保管し、必要に応じて見直しをしてください。

個別支援カードをつくる

避難行動要支援者の個別支援カードを作っておくと、安否確認や避難誘導を円滑に行うことができます。また、万一担当の方が対応できない場合でも他の支援担当者が対応しやすくなります。

■やってみよう！

まずは名簿に記載されている情報を記入してみましょう。裏面に地図があると場所や経路がわかるので訪問時に便利です。

名前入りのカードができたら避難行動要支援者を訪ねてみましょう。
(10 頁参照)

カードには聴き取りをしながら、安否確認や避難時に必要な情報を少しずつ書き込みましょう。

世田谷区の個別支援カード

■ポイント(カードの作成)

□ 少しずつ記入する

初めからすべての項目を埋めなくてもかまいません。避難行動要支援者との交流を重ねて、必要な項目を少しずつ書き込みましょう。

□ 2 種類のカードを用意する

カードは「支援担当者用」と「避難行動要支援者用」の2種類を用意できると便利です。世田谷区では避難行動要支援者用のカードを保管するための磁石付き専用ホルダーを配付しています。
(各総合支所地域振興課、44 頁参照)

←支援担当者用
(サンプル、40 頁参照)

避難行動要支援者用→
(サンプル、42 頁参照)

□ 定期的に更新する

カードは名簿の更新にあわせるなどして、年に一度は内容を更新するようにしましょう。

■ポイント(「支援担当者用」のカード)

□ 支援担当者と町会・自治会で保管する

「支援担当者用」のカードは写しを1部とり、原本は支援担当者が、写しはまとめて町会・自治会(名簿管理責任者など)が保管します。カードには個人情報に記載されていますので、大切に保管してください。



□ 安否確認と避難誘導に活用する

「支援担当者用」のカードは安否確認と避難誘導の際に取り出し、住所や避難経路、避難時の注意点、緊急連絡先の確認ができるようにします。

支援担当者が被災した場合は、町会・自治会が保管しているカード(写)を取り出し、他の支援担当者が活用できるようにします。

■ポイント(「避難行動要支援者用」のカード)

□ 避難(生活)に必要な情報を記入してもらう

「避難行動要支援者用」のカードには避難行動要支援者またはその家族の方に、避難(生活)に必要な情報を記入してもらいます。薬など記入しきれない場合は、お薬手帳や別紙を用意してカードと一緒に保管するようにします。災害時にすぐに避難できるように、非常用持出し品も用意してもらいましょう。

□ 決まった場所に保管する

「避難行動要支援者用」のカードは磁石付き専用ホルダーに入れ、決まった場所※につけて保管するようにします。

※世田谷区では冷蔵庫周りを推奨しています。

Q. どうして冷蔵庫周りを推奨するの？

A 地震などの災害時は非常に混乱します。支援担当者や他の支援担当者が避難誘導時にすぐに保管場所を確認できるようにするためです。

冷蔵庫はどの家庭にもあり、台所という分かりやすい場所にあるためです。また、玄関などと比べて他人に見られることがあまりないためです。



備えを働きかける(自助)

避難行動要支援者自身が災害時に備えることで、いざという時に、お互いに慌てずに対応しやすくなります。避難行動要支援者に日頃の備えを働きかけることが大切です。

■やってみよう！

訪問した時や一緒に話をする時、あるいは個別支援カードをつくる時などの機会にあわせて、避難行動要支援者やその家族の方と日頃できる災害時への備えについて相談してみましょう。

例えば、

- 避難時に必要な持ち物の確認
- 在宅避難の備え
- 個別支援カード（避難行動要支援者用）の確認
- 災害時に入手しにくい薬や生活必需品の備蓄
- 防災訓練への参加
- 家具などの転倒防止
- 建物の耐震化など



■ポイント

□ 自助の始まりは訪問から

災害時への備えは、全ての避難行動要支援者が同じとは限りません。訪問や交流を通してお互いに理解を深める中で、備えについて相談してみましょう。

□ できることから一步一步着実に始める

あまり時間や費用をかけずに取り組めるものから始めてみましょう。例えば、避難する時に必要な情報や物をまとめ、避難行動要支援者用個別支援カードをつくってみてはどうでしょうか。

□ わからないことは専門家に相談

薬や専用の装具など専門知識が必要なものについては、かかりつけの医師や介護事業者などの専門家に相談しましょう。

家具の転倒防止や建物の耐震化については、区に相談窓口があります。（防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当 電話 6432-7177）



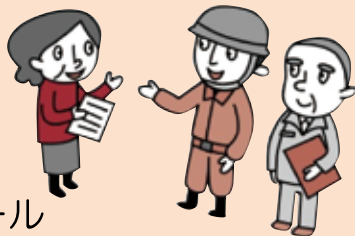
避難訓練を行う

いろいろな準備を整えても、災害時にしっかり役立てられるかどうかわかりません。平常時にも安否確認や避難誘導を訓練しておくことで、取り組まなければならない点が明らかになります。

■訓練企画をたててみよう！

避難行動要支援者との交流、個別支援カードの作成などが進んだところで安否確認の訓練をやってみましょう。余裕があれば避難誘導も行ってみましょう。

はじめに町会・自治会、支援担当者などで訓練の企画を立て、関係者と相談してみましよう。



《訓練の企画》

- 実施内容
- 実施日時、スケジュール
- 実施場所（拠点となる場所）
- 参加人数、実施予算
- 必要な物品（いす、机、車いす、担架など）
- 役割分担（責任者、支援担当者、事務、広報、記録など）

■ポイント(企画)

- できることから企画してみる（安否確認から）
初めて訓練を企画する場合は、少ない人数で安否確認の訓練から始めてみましょう。その後、人数を増やしたり、避難誘導の訓練なども取り入れてみてください。

すでに防災訓練を定期的に行っている場合は、防災訓練に安否確認を取り入れてみてはどうでしょうか。段取りなど関係者との調整も大切な経験となります。

- 多くの人が参加しやすい日程にする
地域の行事や連休などと重ならないようにします。防災訓練などすでに町会・自治会で行っている行事に取り込んでみるのも一手です。会場が利用できるかの確認も忘れずに。

- 関係機関に相談してみる
 - ・区役所（各総合支所地域振興課、44 頁参照）
 - ・最寄りの消防署（応急救護、搬送等の講習）
 - ・施設管理者（会場として借りる場合）

■ポイント(準備)

- 訓練スケジュールを組み立ててみる
内容が決まったら、内容ごとの時間配分を考え、訓練のスケジュールを組み立ててみましょう。

《訓練スケジュールの例》

1. 集合、開会（13:30～）
支援担当者の確認とグループ編成
2. 安否確認、安否報告（14:00～）
3. 避難誘導、避難報告（15:00～）
4. 振り返り（16:00～）
5. 閉会（16:30）

□ 会場のチェック

会場は、部屋の広さや利用できる設備を確認しましょう。特に避難行動要支援者が参加する場合は、会場内の段差や車いすで利用できるトイレがあるかなどの確認も必要です。

□ 参加者の安全確保と広報

屋外等での活動は安全確保が大切です。万一の事故に備え、イベント保険なども活用しましょう。

訓練への参加を広く呼びかける場合は、あらかじめチラシ※を用意しておくくと便利です。

（※開催案内のサンプル、39 頁参照）

■訓練開始！

開会



安否確認

安否報告



避難誘導



振り返り



避難報告

■ポイント(訓練)

□ 安全第一で、無理をしない

訓練は参加者全員の協力が大切です。

訓練内容とスケジュールを参加者全員で確認して、安全を第一に、予定した時間に沿ってやってみましょう。

予定通り進まない場合でも、慌てず、反省材料として次の訓練で活かすようにしましょう。

□ 実施内容を振り返る

訓練は写真などで記録をとり、必ず全員で内容を振り返るようにしましょう。

一人ひとりの反省点や感想、意見に、これからの取組みを進めるヒントがいっぱい詰まっています。

●あると便利な防災用リヤカー

担架での搬送は技術と力が必要ですが、リヤカーは数人で重いものでも運べます。地域に備えると便利です。

折りたたんだり、担架を乗せたりできるものもあります。



■ステップアップ

□ 関係機関への相談

各総合支所地域振興課や最寄りの消防署に相談し、避難行動要支援者支援に役立つプログラムを取り入れてみてください。



救急救護の実習



搬送方法の実習

□ 地域の人材活用

地域には、災害時に役立つ知識や技能を持った方や、日常から地域貢献を考えている会社や団体などがあります。そういった地域の人材を見つけて、どんどん活かしていきましょう。

災害ボランティアの経験と知識を持った方が訓練に参加



安否を確かめる

災害が発生した時に、地域の皆さんで最初に実施していただきたい取組みは、避難行動要支援者の安否を確かめることです。

■安否を確かめに行く前に！

支援担当者は、災害が発生したら、まず自分自身、家族の安全を確認してください。周囲の様子や災害に関する情報も確認しましょう。

決して無理をしないことが鉄則です。

《服装と持ち物チェック》

- 個別支援カード（支援担当者用）
- ヘルメット
- 作業用手袋
- 靴
- 懐中電灯
- 応急手当用品
- タオル
- 筆記用具 など



■ポイント

□ 決めた手順で

安否の確認は必ず地域で事前に決めた手順で行ってください。決して無理をせず、必要な場合は周りに支援を求めましょう。

■避難行動要支援者宅で確かめること

避難行動要支援者宅では次のことを確かめてください。

- 避難行動要支援者及び家族の確認（負傷等の状況）
- 避難行動要支援者の住まいの確認（破損状況）
- 避難の必要性の確認（緊急度、必要な人員など）

※避難行動要支援者やその家族、住まいの被災状況で判断します。避難は避難行動要支援者の負担が大きいため、安全が確認できれば無理に避難する必要はありません。

確認事項を記録し、集合場所に戻り、情報集約担当者に報告します。



避難を助ける

安否の確認が無事にできたら、次は避難の誘導です。避難行動要支援者の住まいの安全が確認できた場合は、無理に避難する必要はありません。避難や避難所での生活は避難行動要支援者にとって負担が大きいからです。

避難誘導を行う前に！

安否が確認されたら、避難誘導について考えます。支援担当者による避難行動要支援者やその家族、住まいの状況をもとに、避難の必要性を判断します。

避難が必要と判断した場合も、決して無理をしないことが鉄則です。

《避難誘導のための準備》

- 避難方法の確認
- 避難に必要な人員の確保
- 避難に必要な道具等の確保
(車いす、リヤカー、作業用手袋、
応急手当用品、タオル、筆記用具など)
- 避難行動要支援者宅から避難場所までの経路の確認

ポイント

□ 決めた手順で

安否確認と同じように、避難は必ず地域で事前に決めた手順で行ってください。決して無理をせず、必要な場合は周りに支援を求めましょう。

避難誘導の注意点

避難誘導では次の点にご注意ください。

- 道路や周囲の安全確認
- 避難行動要支援者の容態
- 家族など必要な連絡先への連絡（避難したことや避難場所を記した書置きなど）
- 情報集約担当者への報告



道路の安全を確認
して誘導



情報集約担当者への報告

避難生活を支援する

避難行動要支援者にとっての避難生活は、健常者以上に厳しいものです。避難所のように、自宅と環境が全く異なる慣れない場所での生活はなおさらです。避難行動要支援者が安心して生活を続けられるために、地域でできる工夫を考えてみてください。

みんなで考えましょう！

避難行動要支援者の避難生活を支援するにあたっては、あらかじめ町会・自治会（支援担当者を含む）の皆さんで取組みを考え、決めるようにしましょう。

○避難行動要支援者が安全で安心して生活できる環境を考えてみましょう。地震の場合は自宅が大きな被害を受けていなければ、自宅で生活を続けることも考えられます。

○自宅の安全が確認できれば、できるだけ早く自宅で生活ができるように支援していきましょう。

ポイント

- 避難行動要支援者や家族の要望を確認する
どこで避難生活を続けるか。どのような支援が必要か。はじめに避難行動要支援者や家族の要望を確認しておきましょう。
- 専門家に相談する
避難行動要支援者の避難生活の支援の内容や方法については、介護事業者、医師などの専門家に相談しましょう。
- できることから実行する
町会・自治会の皆さんで分担し、できることから行動に移していきましょう。

避難生活の支援の取組み例

- 毎日の声かけ
- 炊き出しや弁当の配達
- 水や食料、物資などの配達
- 必要なものや情報の取次ぎ
- 茶話会などの開催
- など



※町会・自治会の負担を軽くするためにも、地域や外部のボランティアなどと協力し、一緒に行動していきましょう。

資料

■ 訪問時あいさつ文のサンプル	38
■ 避難訓練開催案内のサンプル	39
■ 個別支援カードのサンプル （支援担当者用）	40
（避難行動要支援者用）	42
■ 問合せ先	44

【サンプルの入手方法】

区のホームページ「ページ番号 3 4 5 5 8
避難行動要支援者個別支援カード等のサンプル
について」からダウンロードができます。
なお、個別支援カードは、各総合支所地域振興課
の窓口にて配付しています。

【サンプルの活用方法】

資料のサンプルは、すべて A4 判の大きさ
で作られています。地域の状況や使い方にあわ
せて項目や内容を修正してご利用ください。

「避難行動要支援者用」の個別支援カードは、
二つ折りにして磁石付き専用ホルダー（19 頁
参照）に入れられるようになっています。

■訪問時あいさつ文のサンプル

拝啓

（季節のあいさつ）、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

初めてお便りを差し上げます。私、この地域の自治会「〇〇〇会」の会長を仰せつかっております 〇〇〇〇 と申します。

当会は世田谷区と「避難行動要支援者の支援に関する協定」を締結しております。

この協定に基づき、世田谷区より「避難行動要支援者名簿」が提供されておりますが、同名簿への登載については、既に皆様よりご同意いただいていると伺っております。

この協定は、災害時に援護を必要とされる方への支援活動を目的としております。しかし、震災等の災害時に、双方で面識も、経験も全く持たない現状では、対応が非常に困難と考えられます。

この度、当会では避難行動要支援者支援に関する取組みとして、避難行動要支援者の避難を想定した訓練を実施することとなりました。これに先立ち、平常時の活動としての「顔合わせ」をはじめとして、いろいろお話をお伺いさせていただければ、今後の訓練や災害時の実際の支援活動に活かせると思っております。

後日、当会の支援担当者が事前にお電話の上訪問いたしますので、その際はよろしくお願い申し上げます。

敬具

年 月 日

〇〇〇会
会長

■避難訓練開催案内のサンプル

〇〇町会からのお知らせです

避難行動要支援者の避難訓練にご参加ください！

災害時に一人では避難できない方のために、
地域の知恵と力をあわせましょう！

平成23年の東日本大震災では、犠牲となった方のうち、約65%が60歳以上の方でした。高齢化が進む中、介護が必要なお年寄りや障害のある方など一人では避難ができない方（避難行動要支援者）の災害時への対応がますます大きな課題となっています。

〇〇町会は、避難行動要支援者を対象とした取組みとして、まちにお住まいの皆さんとともに関係機関の協力を得て防災や避難行動要支援者の支援に関わる避難訓練を実施します。

皆さんのお知恵とお力を合わせ
ていくため、避難行動要支援者の
避難訓練に是非ご参加ください！



避難行動要支援者の避難訓練

日時： 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場所： 〇〇〇小学校 体育館

お問い合わせ先

個別支援カードのサンプル（支援担当者用）

個別支援カード（支援担当者用）

作成日： 年 月 日

避難行動要支援者（本人）	
ふりがな 氏名	男 ・ 女 生年月日： 年 月 日
住所等	TEL： FAX：
名簿登載 事由区分	☐ 要介護高齢者（ねたきり・認知症・一人暮らし・高齢者のみ世帯） ☐ 身体障害者（内容： ） ☐ 知的障害者 ☐ その他（ ）
障 害 の 状 態	移動に ついて
	会話に ついて
	生活面 の問題
	必要な 医療
	その他
避難に必要な 用具	
同居家族	
世帯主氏名	（続柄： ） 男 ・ 女（ 歳）
世帯構成	（ 歳） （ 歳） （ 歳） （ 歳）
支援担当者等	
1）	（役職： ） TEL：
2）	（役職： ） TEL：

所在地図・間取り

普段の居室

友人・知人

1）

住所：

TEL：

2）

住所：

TEL：

緊急連絡先

氏名

（続柄： ）

住所等

TEL：

FAX：

氏名

（続柄： ）

住所等

TEL：

FAX：

個別支援カードのサンプル（避難行動要支援者用）

メモ

世田谷区

防災カード

○ 一時集合所：

○ 広域避難場所：

○ 避難所：

氏名

作成日：年 月 日

個別支援カード（要支援者用）

避難行動要支援者（本人）				連絡先	
氏名	生年月日：年 月 日	男・女	支援担当者等	1)	(役職：)
住所等	TEL：FAX：			2)	(役職：)
日常受けている福祉サービスの内容					
医療情報					
血液型	A・B・O・AB	Rh(+-)	福祉サービス提供者	1)	
治療中の疾患・合併症	疾患名	治療内容		2)	
非常持ち出し品リスト			主治医又は病院名		
服用薬	薬品	量	薬局名		
		形(色)	補装具等事業者名		
		服薬時間	緊急連絡先		
		朝・昼・夕	氏名	(続柄：)	
		朝・昼・夕	住所等	TEL：FAX：	
		朝・昼・夕	氏名	(続柄：)	
※この欄に記入しきれない場合は薬局の「お薬一覧」やお手持ちの「おくすり手帳」を一緒に持ち込んでください。					
補装具及び医療ケアに必要な物品等	メーカー	製品名	住所等	TEL：FAX：	

■問合せ先

■ 世田谷総合支所地域振興課（防災担当）

所在地：世田谷 4-22-33

電 話：5432-2831 FAX：5432-3032

■ 北沢総合支所地域振興課（防災担当）

所在地：北沢 2-8-18

電 話：5478-8028 FAX：5478-8004

■ 玉川総合支所地域振興課（防災担当）

所在地：等々力 3-4-1

電 話：3702-1603 FAX：3702-0942

■ 砧総合支所地域振興課（防災担当）

所在地：成城 6-2-1

電 話：3482-2169 FAX：3482-1655

■ 烏山総合支所地域振興課（防災担当）

所在地：南烏山 6-22-14

電 話：3326-9249 FAX：3326-1050

■ 危機管理部災害対策課

所在地：世田谷 4-21-27

電 話：5432-2262 FAX：5432-3014

■ 保健福祉政策部保健医療福祉推進課

所在地：世田谷 4-21-27

電 話：5432-2428 FAX：5432-3017

× 毛 欄

この冊子は、モデル地区としてご協力いただいた、大蔵住宅自治会と玉堤町会での検討や避難訓練等の結果をもとに作成しました。使用している写真もその時のものです。



避難行動要支援者支援の進め方

令和6年3月 世田谷区

発行：世田谷区保健福祉政策部
保健医療福祉推進課
電話 03-5432-2428

世田谷区危機管理部災害対策課
電話 03-5432-2262

広報印刷物登録番号:1820